

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会表彰規程細則

(目 的)

第1条 この細則は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会表彰規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 規程第2条に基づく表彰は、次の表彰とする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 優良団体表彰
- (3) 貢献団体表彰
- (4) スポーツボランティア表彰

(表彰の基準)

第3条 規程第2条による表彰は、次の各号に定める基準による。

- (1) 功労者表彰
 - 1) 徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「協議会」という。）理事または加盟団体の会長、副会長及び理事長並びにこれらに準ずる役職として通算10年以上在職し、特に功績顕著と認められる者。
- (2) 優良団体表彰
 - 1) クラブの会員は自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。
 - 2) クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること。（活動日数は、週1回、年50回程度とする。）
 - 3) 地域のスポーツ振興に顕著な業績を挙げ、クラブ会員の健康、体力の向上・維持に貢献していること。
 - 4) 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。
- (3) 貢献団体表彰
 - 1) 優良団体表彰を受賞している団体であること。
 - 2) 地域のスポーツ振興に顕著な業績を挙げ、クラブ会員及び地域住民の健康、体力の向上・維持、さらに地域づくりに貢献している団体であること。
 - 3) 設立後10年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

(4) スポーツボランティア表彰

- 1) 協議会加盟団体において、「運営委員」、「スポーツ指導者」、「運営スタッフ」として、スポーツボランティア三原則（自主性・公益性・無償性）に基づき、総合型地域スポーツクラブの諸活動に参画した個人又は団体で、過去5年以上にわたり、クラブ運営に顕著な事績を収めた者。

(感謝状の基準)

第4条 規程第5条による感謝状は、次の各号に定める基準による。

- (1) 加盟団体の発展に尽力し、役員として通算10年以上を経過し、特に功績顕著と認められる者。
- (2) 協議会の理事を通算5年以上10年未満で退き、その功績顕著と認められる者。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、すべて協議会又は加盟団体長からの推薦に基づき、別に定める選考委員会で選考し、理事会において決定する。

附 則

この細則は、平成24年5月 8日から施行する。

この細則は、平成29年5月12日から改正する。